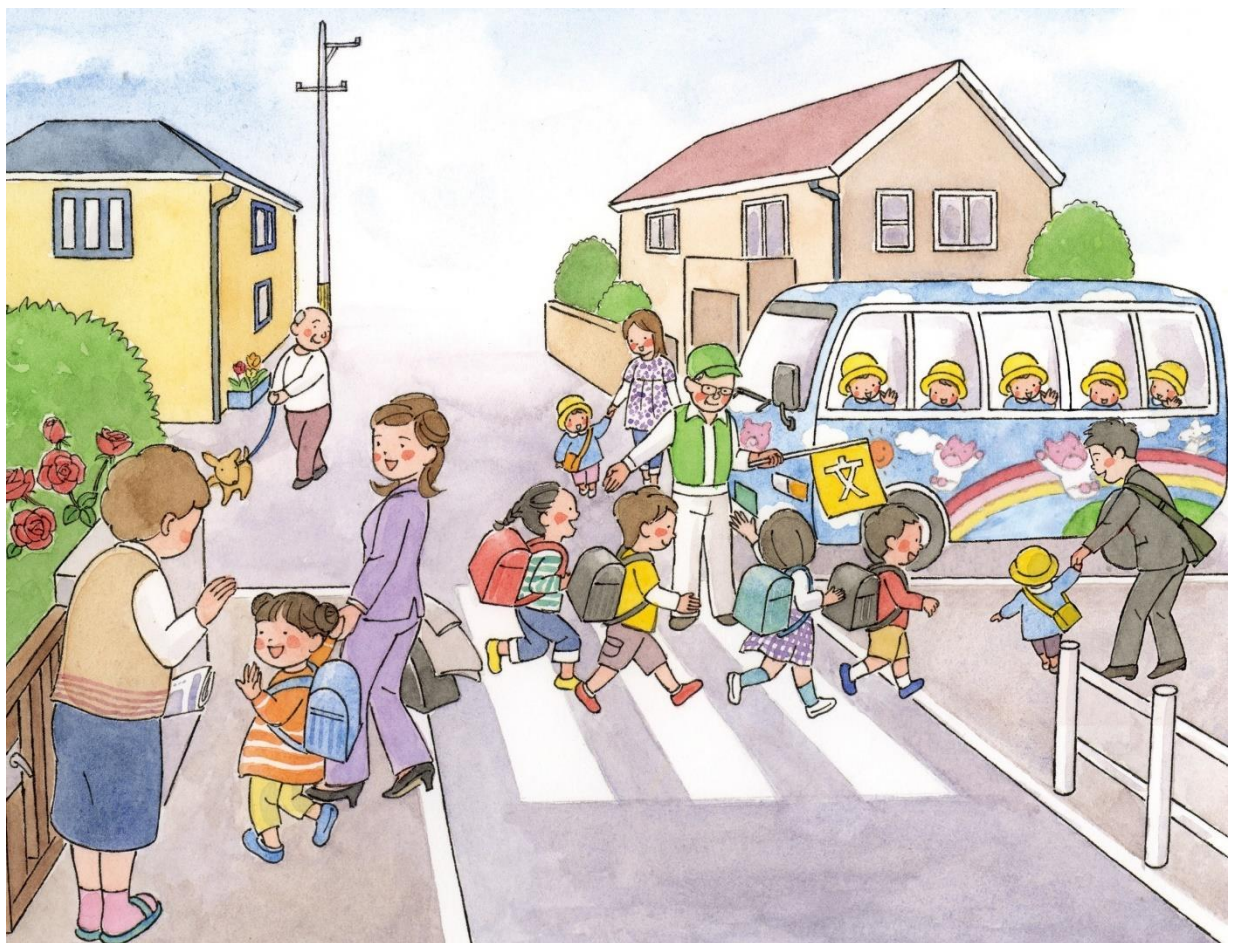


第5次 加古川市男女共同参画行動計画



令和3（2021）年3月
加古川市

はじめに

このたび、第5次加古川市男女共同参画行動計画を策定いたしました。計画の策定にあたり、熱心にご検討いただいた男女共同参画社会づくり懇話会委員をはじめ、意識調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただいた多くの皆様に、心より感謝申し上げます。



さて、地方では、大都市圏への若年層の、特に女性の流出により人口減少・少子高齢化は深刻さを増しており、女性が能力を發揮して働ける環境の整備や、女性の活躍に向けた意識改革を積極的に進めることが重要となっています。

また、男女共同参画社会実現への取組は、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認なども含めて幅広く多様な人々を包摂し、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのない、インクルーシブな社会の実現につながると期待されています。

本市では、平成11（1999）年に「加古川市男女共同参画行動計画」を策定し、各般の施策の推進に取り組んでまいりました。しかしながら、令和元（2019）年に行った市民意識調査の結果では、依然として多くの人に固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が存在していることがうかがえました。男女が互いに人権を尊重して、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に發揮することができる社会の重要性を、あらためて強く認識したところです。

第5次計画では、人生100年時代の到来等の社会情勢の変化を考慮し、暮らしや働き方の見直しに関する取組の方向性をお示しいたしました。この計画をもとに、市民や企業、関係機関の皆様と連携し、男女共同参画社会の実現に向けて着実に進んでまいりますので、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。



▲料理を通じて男性の家庭参画を啓発する「加古川流“おとう飯”キャンペーン」で加古川パスタを調理する岡田市長。（令和元年8月9日）

令和3（2021）年3月

加古川市長 岡田 康裕

目次

第1章 計画の策定	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 国の動き	2
5 県の動き	4
6 市民意識調査からみる現状と課題	5
第2章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	19
2 策定方針	19
3 重点目標と施策体系	20
第3章 施策の方針と取組内容	
重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大	21
推進項目① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	23
推進項目② 就労の場における女性の活躍	24
重点目標2 仕事・家庭・地域における男女共同参画の推進	25
推進項目③ ワーク・ライフ・バランスの実現	27
推進項目④ 仕事と家庭を両立できる環境の整備	27
推進項目⑤ 互いに支え合う地域づくり	28
重点目標3 安全・安心な暮らしの実現	29
推進項目⑥ 生涯を通じた健康支援	31
推進項目⑦ あらゆる暴力に対する防止対策	32
重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	33
推進項目⑧ 意識改革を進める啓発活動の展開	35
推進項目⑨ 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	35
計画の推進	36
成果指標と目標値	37
参考資料	
1 第4次加古川市男女共同参画行動計画の成果指標と達成状況	38
2 第5次加古川市男女共同参画行動計画策定の経過	39
3 加古川市男女共同参画社会づくり懇話会設置要綱(抄)	40
4 加古川市男女共同参画推進本部設置要綱(抄)	42
5 加古川市男女共同参画行動計画策定検討委員会設置要綱(抄)	44
6 男女共同参画社会基本法(抄)	45
7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)(抄)	47
8 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	51
9 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)(抜粋)	52
10 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)(抜粋)	55
11 男女共同参画のあゆみ(年表)	57